

三八上北国有林の地域別の森林計画書（案）

（第一次変更計画）

（三八上北森林計画区）

計画期間 自 平成27年4月1日
至 平成37年3月31日

（第一次変更 平成28年12月）

東北森林管理局

【変更理由】

次の理由から森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第3項により準用する法第5条第5項に基づき変更するものである。

- 1 全国森林計画（平成28年5月24日閣議決定）に基づき、再造林等による適切な更新を確保し、一層の造林コストの低減を図る観点から造林に関する事項等を変更する。
- 2 森林法等の一部を改正する法律（平成28年法律第44号）により森林法が改正され、国有林の地域別の森林計画の計画事項に、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（鳥獣害防止森林区域）及び当該区域内における鳥獣害の防止に関する事項が追加されたため、関係項目を変更する。

なお、本変更計画は、平成29年4月1日に効力を生じる。

【変更項目及び頁】

Ⅱ 計画事項

第3 森林の整備に関する事項

- 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） . . . 1
- 2 造林に関する事項 1
- 3 間伐及び保育に関する事項 2

第4 森林の保全に関する事項

- 3 鳥獣害の防止に関する事項 4
- 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護等に関する事項 4

II 計画事項

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

ア 育成単層林施業を行う森林

(イ) 主伐の時期については、立木の標準伐期齢以上とし、地域の森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、適切な林齢で伐採することとする。

また、伐期の長期化を行う場合は、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行うこととする。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

イ 人工造林の標準的な方法

(ア) 地拵

林地の保護及び地力の維持を図るため、末木枝条の存置状況、植生、地形等に応じ、地拵を行わないことも考慮に入れつつ、適切な作業方法により効率的な実施に努める。

有用天然木の稚幼樹が群状に生育している場合は、これを育成していくこととする。

(イ) 植付

気象条件及び苗木の生理に十分配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期適作業に徹し、確実な活着と旺盛な成長が期待できるよう実施する。

なお、乾燥に強く、植栽工期を削減できる等の特性を持つコンテナ苗を優先して使用する。

(ウ) 植栽本数

人工造林における植栽本数は、下表を目安とするが、地位等の立地条件及び有用天然木の稚幼樹の成立状況等に応じて調整するほか、効率的な施業実施の観点からも、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、もって人工造林の低コスト化に努めるものとする。

ただし、保安林で植栽指定のある場合は、その指定本数以上とする。

なお、複層林施業については、上記の本数に複層伐の伐採率を乗じて得られる本数とする。

単位：本/ha

樹種	植栽本数
スギ	2,000～3,000
カラマツ	1,500～2,500
ヒノキ	2,500～3,000
ヒバ	1,500～3,000

(3) その他必要な事項

主伐後の着実な再生林を図るため、上記のほか、伐採から植栽までを一体的に行う効率的な作業システム（一貫作業システム）の導入や、成長の優れた苗の採用等により効率的な森林施業を推進することとする。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

ア 間伐の方法

間伐の方法は、列状間伐又は単木的に選木を行う定性間伐とするが、間伐の効率性や作業の安全性を考慮し、原則として列状間伐によるものとする。

(2) 保育の標準的な方法

林木の保育は、健全な森林を確実に造成することを目的とし、その標準的な方法は以下のとおりとする。なお、その実施に当たっては画一性を排し、造林木の生育状況等現地の実態に即した効果的な作業の時期、回数、方法、施業の省力化等を十分検討の上、適切に行うこととする。

ア 作業方法

(ア) 下刈

造林木の生育状況及び植生の状況等現地の実態により適切な作業方法（全刈り、筋刈り、坪刈り等）を採用し、効率的な作業を行うこととし、下刈は造林木の高さが雑草木の高さに満たない場合に実施し、造林木の高さが雑草木と同等以上の場合は作業を見合わせる。下刈終期の目安は樹種、植生の種類によって異なるが、造林木の高さが雑草木の高さを上回り、以降造林木の生育に支障がなくなると認められる時期とする。

(イ) つる切

つる類の繁茂状況により必要に応じ実施することとする。なお、つる類、かん木類の発生状況を勘案して極力除伐作業と同時に行うこととする。

(ウ) 除伐

下刈の終了後、林分が閉鎖するまでの段階で有用天然木の育成に配慮しつつ、目的樹種の生育を阻害している侵入木及び将来生育の見込みのない形質不良な造林木の除去を目的として行うこととする。

豪雪地帯においては、雪害の危険があるので造林木と侵入木の相互の配置状況を考慮し急激な疎開は避けることとする。

イ 作業時期

作業別の作業時期の目安は下表のとおりとする。

樹種	作業別	保育作業計画（年）														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	←—————→														
	つる切・除伐						←—————→									
アカマツ	下刈	←—————→														
	つる切・除伐						←—————→									
カラマツ	下刈	←—————→														
	つる切・除伐					←	—————→									

第4 森林の保全に関する事項

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

該当なし。

(2) その他必要な事項

該当なし。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護等に関する事項

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

鳥獣害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害の把握に努め、関係機関と連携して広域的な対策を総合的かつ効果的に推進することとする。

特に、ニホンジカについては近年その生息域が拡大しており、青森県内においても目撃されているとともに定着しているとの情報もあることから、森林の有する公益的機能への影響も踏まえ、地方公共団体との連携を図りつつ、生息状況や被害の動向、地域の実情により必要に応じて、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木等の保護措置又はわな捕獲（囲いわな等によるものをいう。）等の捕獲による被害防止対策に取り組むこととする。